

## 伊勢崎市総合評価落札方式試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、価格、技術力、地域貢献その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）の試行に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事は、工事の品質を確保するため、入札者の施工能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事とする。

### (評価の方法)

第3条 総合評価落札方式による評価の方法は、次によるものとする。

- (1) 総合評価点は、価格点と価格以外の評価点を総合して評価する。
- (2) 価格点は、入札価格に基づき算定して評価する。
- (3) 価格以外の評価点は、施工能力等から算定して評価する。

2 前項各号の評価点は、第5条の規定により決定された落札者決定基準に基づき配点するものとする。

### (学識経験者の意見聴取)

第4条 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 市長は、令第167条の10の2第5項及び地方自治法施行規則第12条の4の規定に基づき、前項の規定による意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴くものとし、その意見聴取に応じて、学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、2人以上

の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(落札者決定基準の決定)

第5条 市長は、前条第1項の意見聴取の結果を考慮し、令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準を決定するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 市長は、総合評価落札方式による入札を実施するときは、令第167条の10の2第6項及び第167条の12第4項の規定に基づき、伊勢崎市契約規則（令和5年伊勢崎市規則第62号）第5条第1項、第8条第2項（同規則第21条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び第20条第2項に定めるもののほか、入札参加者に対し次の事項を周知するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 価格以外の評価点の評価項目及びその配点に関すること。
- (3) 次条第1項に規定する評価項目算定資料を提出すること。
- (4) 落札者決定基準及び決定方法に関すること。
- (5) 総合評価に関する審査結果が公表されること。

(評価項目算定資料の提出)

第7条 入札参加者は、入札に際し次に掲げる資料（以下「評価項目算定資料」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、第3号から第5号までに掲げる資料は、実績を有しない場合は、提出を要しない。

- (1) 評価項目算定資料の提出について（様式第1号）
- (2) 価格以外の評価点算定表（様式第2号）
- (3) 企業工事成績対象工事一覧（様式第3号）
- (4) 施工実績評価資料（様式第4号）
- (5) 災害時等地域貢献実績評価資料（様式第5号）
- (6) 地元企業活用計画書（様式第6号）
- (7) 配置予定技術者施工実績評価資料（様式第7号）

2 評価項目算定資料を市長が定める期限までに提出しない者は、失格とする。

3 提出された評価項目算定資料の変更は、認めないものとする。

(落札者決定の方法)

第8条 総合評価落札方式で定める落札者の決定は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 入札者のうち、次の要件をいずれも満たす者を対象に評価を行うものとする。
  - ア 評価項目算定資料を提出した者
  - イ 入札書が無効でない者
  - ウ 入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内（伊勢崎市契約規則第8条第1項の規定により失格基準価格を併せて設けたときは、予定価格の制限の範囲内で失格基準価格以上の価格）の者
- (2) 入札書の開札は、価格以外の評価点を決定した後に行う。
- (3) 総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、伊勢崎市契約規則第8条第1項の規定により調査基準価格を設けたときは、調査基準価格以下の入札について必要な調査を行い、落札者を決定する。
- (4) 第4条第2項の規定において、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられたものについては、総合評価点の最も高い者を落札候補者とし、学識経験者の意見を聴いた後に、落札者を決定する。
- (5) 総合評価点の最も高い者が2者以上いる場合は、くじ引により落札者を決定する。
- (6) 入札者が伊勢崎市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成17年1月1日制定）で定める共同企業体（以下「共同企業体」という。）の場合は、共同企業体の構成員ごとに評価項目算定資料の提出を求め、価格以外の評価点は構成員ごとの価格以外の評価点に出資比率を乗じた点数（小数点以下第4位を四捨五入）を合計した点数とするものとする。

（落札者の決定）

第9条 市長は、前条の定めるところにより落札者を決定する。

- 2 前項の規定により落札者が決定したときは、落札者には落札決定通知書（様式第8号）により、落札者以外の入札者には入札の結果について（様式第9号）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により落札者が決定したときは、伊勢崎市入札及び契約の過

程並びに契約の内容に関する事項の公表要領（平成17年1月1日制定）第2項第7号に定めるもののほか、総合評価落札方式に関する評価調書（様式第10号）により一般の閲覧に供し、かつ、公表するものとする。

4 前項に定めるもののほか、閲覧及び公表に関し必要な事項は、伊勢崎市入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領及び伊勢崎市入札結果等の公表要領（平成17年1月1日制定）に定めるところによる。

（契約の解除等）

第10条 市長は、評価項目算定資料に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、当該契約の解除を行うとともに当該契約者に対し伊勢崎市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成17年1月1日制定）の規定により指名停止等の措置を講じるものとする。

（成績評定の減点）

第11条 工事完成時において算出される地元企業の活用率（以下「活用率」という。）が、総合評価点の算定の際に加点された地元企業の活用計画の評価点に応じた評価基準における活用率の下限を下回った場合は、伊勢崎市請負工事成績評定要領（平成17年1月1日制定）に基づく工事成績評定において評定点を減点するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認められた場合は、この限りでない。

（伊勢崎市建設工事低入札価格調査制度実施要領を適用する場合における読替え）

第12条 総合評価落札方式による入札について伊勢崎市建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成23年4月1日制定）の規定を適用する場合は、同要領第6条中「調査基準価格を下回り」とあるのは「総合評価点の最も高い者が調査基準価格を下回り」と、第7条第1項及び第2項中「最低価格入札者」とあるのは「総合評価点の最も高い者」と、第8条及び第9条第1項中「最低価格入札者」とあるのは「総合評価点の最も高い者」と、「最低入札価格」とあるのは「当該入札価格」と、第9条第2項中「最低価格入札者」とあるのは「総合評価点の最も高い者」と、「最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）」とあるのは「最も高い総合評価点に次いで高い総合評価点（以下「次順位総合評価点」という。）の者の入札価格」

と、「次順位価格」とあるのは「次順位総合評価点」と、第10条中「最低価格入札者」とあるのは「総合評価点の最も高い者」と、「次順位価格」とあるのは「次順位総合評価点の者の入札価格」と、第11条中「契約担当課長は、第9条第1項の規定により最低価格入札者を落札者と決定したときは、当該落札者には伊勢崎市契約規則第16条第6項（同規則第21条において準用する場合を含む。）の規定に基づき落札決定通知書（様式第7号）により、落札者以外の入札者には入札の結果について（様式第8号）により」とあるのは「契約担当課長は」と、「最低価格入札者」とあるのは「総合評価点の最も高い者」と読み替える。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年8月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日（平成26年3月31日決裁）から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日（令和3年8月4日決裁）から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者 職 氏名

⑩

評価項目算定資料の提出について

次の工事について、伊勢崎市総合評価落札方式試行要領第7条に定める評価項目算定資料を提出します。

1 工事名

2 工事箇所

3 添付資料

- (1) 価格以外の評価点算定表
- (2) 企業工事成績対象工事一覧
- (3) 施工実績評価資料
- (4) 災害時等地域貢献実績評価資料
- (5) 地元企業の活用計画
- (6) 配置予定技術者施工実績評価資料

【連絡先】担当者 所属

氏名

電話番号

F A X

### 価格以外の評価点算定表

工事名：

商号又は名称：

配置予定技術者名：

評価項目		区分		評価点 (点)	提出書類	提出枚数
企業 関係	工事成績評定	対象工事件数：・・・A (件)		(C)	・(様式第3号) 企業工事成績対象工事一覧 ※ 評価点については、(注) 4を参照の上、算出すること。	枚
		合計点：・・・B (点)				
		平均点：. (点)				
	企業の施工実績	有り	無し	.	・(様式第4号) 施工実績評価資料 ・内容を証明できるもの(様式第4号(注)参照)	枚
	災害時等への 地域貢献	協定締結	有り	無し	.	・(様式第5号) 災害時等地域貢献実績評価資料 ・内容を客観的に証明できるもの(契約書の写し、写真等)
出動実績		有り	無し			
	企業の優良工事表彰の受賞	有り	無し	.	・伊勢崎市優良建設業者表彰要領により表彰された優良建設工事表彰状の写し(複数受賞していても、1枚でよい)	枚
	地元企業の活用計画	下請予定有り	下請予定無し	.	・(様式第6号) 地元企業活用計画書	枚
技術者 関係	施工経験	有り	無し	.	・(様式第7号) 配置予定技術者施工実績評価資料 ・内容を証明できるもの(様式第7号(注6)参照)	枚
	所有資格	<u>(所有資格名)</u>		.	・合格証明書の写し	枚
合計点				.		

注

- 自己評価点を記入すること。
- 区分の欄は、該当する項目を□で囲むとともに、対象工事件数等必要事項を記入すること。
- 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、本書は全ての技術者数分作成すること。なお、各技術者とも入札参加資格要件等を満たさなければならない。
- 企業関係の工事成績評定 評価点(C)は下記により算出すること。  
 平均点 ①80点以上 : 4.5(点)  
 ②70点を超え80点未満 : (合計点(B) / 対象工事件数(A) - 70) × 4.5 / 10(点) 小数点以下第4位を四捨五入  
 ③70点以下、対象評定点無し : 0(点)

様式第3号（第7条関係）

### 企業工事成績対象工事一覧

工事名：

商号又は名称：

件数	発注者名	工事名	工事箇所	工期	請負金額 (円)	工事成績 評定点(点)	受注形態
①							
②							
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
⑨							
⑩							
					合計点		

注

- 1 年 月 日以降契約を締結し、かつ、この工事の入札日の属する前年度から過去3年間に竣工した当該工事に該当する種別（土木一式、舗装、鋼構造物等）工事成績評定点を、全て記載すること。対象工事件数が多い場合は、適宜、行数又は枚数を増やすこと。
- 2 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
- 3 共同企業体の場合は、全体額を記入すること。
- 4 受注形態は、単体又は〇〇・□□JV（出資比率〇〇％）と記載すること。



様式第5号（第7条関係）

災害時等地域貢献実績評価資料

工事名：

商号又は名称：

1 協定の締結

	有り	・	無し
担当路河川名			

2 緊急な出動実績

種類	・土砂除去	・通行規制作業	・倒木処理	・除雪作業	等
路河川名					
期間	年	月	日	～	年 月 日
内容 (具体的に)					

注

- 1 担当路河川名は、「災害応急対策業務に関する細目協定」に基づく緊急配備表、緊急時作業分担表等で決められた、応急対策業務の担当する路線名又は河川名を記載する。
- 2 対象期間は、入札日の属する年度の前年度から過去3年間及び当該年度においては評価項目資料提出日までの間とする。
- 3 記載は、1つの協定（1路河川）、1つの実績のみでよい。
- 4 当該評価項目について協定の締結が無く、実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
- 5 当該災害時地域貢献の内容を客観的に証明できるもの、契約書の写し等を添付すること。

様式第6号（第7条関係）

地 元 企 業 活 用 計 画 書

工事名： \_\_\_\_\_

商号又は名称： \_\_\_\_\_

建設業許可番号： \_\_\_\_\_

<p>下請業者 の使用</p>	<p>本工事において下請業者を</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px 0;"> <p>使用します。</p> <p>使用しません。</p> </div> <p>※ 使用する場合は下欄に地元企業の活用率を記入すること。</p>
<p>地元企業 の活用率</p>	<p>本工事における、地元企業活用計画は以下のとおりです。</p> <p>活用率： _____%</p> <p>※活用率 = <math>\frac{\text{地元企業の元請施工金額} + \text{地元企業の下請施工金額の合計}}{\text{元請金額}} \times 100</math></p>

注

- 1 地元企業とは、本工事の公告日において、建設業法に基づき設置された企業で伊勢崎市内に本店を有している者又は伊勢崎市小規模工事請負希望者の登録を受けている者とする。
- 2 活用率は、小数点以下を切り捨てた整数とする。
- 3 地元企業の元請施工金額は、元請金額から下請金額を除いた額であり、地元企業の下請施工金額は、地元企業への再下請施工の金額を含めた額である。なお、金額に消費税等は含めないものとする。
- 4 元請業者は、伊勢崎市請負工事施工体制適正化指導要綱に基づき、必要な書類を速やかに提出すること。
- 5 元請業者が地元企業で、下請業者を使用しない場合は活用率を100%とみなし、また、元請業者が地元企業でなく、下請業者を使用しない場合は活用率を0%とみなす。
- 6 本書により確認される活用率が90%以上にもかかわらず、工事完成時の検査において活用率が90%未満の場合又は本書により確認される活用率が70%以上90%未満にもかかわらず、工事完成時の検査において活用率が70%未満の場合若しくは本書により確認される活用率が50%以上70%未満にもかかわらず、工事完成時の検査において活用率が50%未満の場合は、伊勢崎市請負工事成績評定要領に基づき工事成績評定の減点を行うものとする。
- 7 当該計画書により確認される活用率が0%の場合であっても、提出すること。

様式第7号（第7条関係）

## 配 置 予 定 技 術 者 施 工 実 績 評 価 資 料

工事名： \_\_\_\_\_

商号又は名称： \_\_\_\_\_

建設業許可番号： \_\_\_\_\_

区 分	主任技術者 監理技術者	ふりがな 氏名		年齢	歳
-----	----------------	------------	--	----	---

施 工 実 績	発注者名					
	工事名					
	工事箇所					
	請負金額					
	工期	年 月 日	～	年 月 日		
	従事役職					
	工事概要					
	CORINS登録の有無	・有（CORINS登録番号）			・無	

申 請 時 に お け る 他 工 事 の 従 事 状 況 等	発注者名					
	工事名					
	工事箇所					
	工期	年 月 日	～	年 月 日		
	従事役職					
	本工事と重複する場合の対応措置					
	CORINS登録の有無	・有（CORINS登録番号）			・無	

(注)

**(共通)**

- 1 本工事に主任技術者又は監理技術者として配置する予定の技術者（以下「技術者」という。）について作成すること。

また、技術者を1人に特定できない場合は、複数の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、本書は全ての技術者数分作成すること。なお、各技術者とも入札参加資格要件等を満たさなければならない。

**(工事経験について)**

- 2 記載する同種工事の元請として施工した実績は、1件でよい。
- 3 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
- 4 会社間の異動等があった者については、現会社以外での実績も対象とする。また、工事経験を有する工事は、企業の施工実績評価資料（様式第4号）の工事と同一でなくてもよい。
- 5 当該工事の内容を証明する資料は、竣工時工事カルテについては、CORINS登録番号を記載し、その打ち出し帳票の添付は、要しない。それ以外のもの（契約書、図面等）については写しを添付すること。
- 6 当該工事の内容を証明する資料は、評価点算定基準で「同種工事」として求められている工事の内容・数量等を証明できるものを作成すること。また、当該配置予定技術者が、当該工事に監理技術者又は主任技術者として携わったことを証明できるものを作成すること。

**(他工事の従事状況について)**

- 7 本書の提出日現在における他工事の従事状況は、従事している全ての工事について記入すること。複数ある場合は、本書を従事工事数分作成すること。
- 8 本工事の技術者が、本書の提出日現在で他工事に従事（完成引渡しが未完了）している場合は、他工事の発注機関から「本工事の契約の相手方となった場合は技術者変更を承諾する」旨の公印を有する書類を添付すること。なお、不可能な場合は1により、複数の配置予定技術者をたてるものとする。

様式第 8 号（第 9 条関係）

第 号  
年 月 日

様

伊勢崎市長

印

（

担当）

落札決定通知書

年 月 日に開札した総合評価落札方式による次の競争入札  
について、貴社を落札者とすることを決定しましたので通知します。

1 入札名

2 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）

3 契約予定年月日 年 月 日

様式第9号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

伊勢崎市長

印

（

担当）

入札の結果について

年 月 日に開札した総合評価落札方式による次の競争入札  
については、落札者を決定しましたので通知します。

- 1 入札名
- 2 落札者名
- 3 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）
- 4 契約予定年月日 年 月 日

様式第10号(第9条関係)

総合評価落札方式に関する評価調書

台帳番号	発注所属	工事名	工事箇所	予定価格(税抜き)(円)	低入札価格調査基準価格(税抜き)(円)	失格基準価格(税抜き)(円)	工事概要

【落札者決定基準】

価格点	価格以外の評価項目及び評価点							小計	合計
	企業関係評価項目				技術者関係評価項目				
	企業工事成績評定	企業の施工実績	災害時等への地域貢献	企業の優良工事表彰の受賞	地元企業の活用計画	配置予定技術者の施工経験	配置予定技術者の所有資格		
80.0	4.5	3.0	2.5	1.0	4.0	3.0	2.0	20.0	100.0

【価格以外の評価結果】

入札者	企業関係評価項目					技術者関係評価項目		小計	備考
	企業工事成績評定	企業の施工実績	災害時等への地域貢献	企業の優良工事表彰の受賞	地元企業の活用計画	配置予定技術者の施工経験	配置予定技術者の所有資格		
①									
②									
③									
④									
⑤									
⑥									
⑦									
⑧									
⑨									
⑩									
⑪									
⑫									
⑬									
⑭									
⑮									
⑯									
⑰									
⑱									
⑳									

【総合評価結果】

入札者	入札書記載金額(税抜き)(円)	価格点	価格以外の評価点	総合評価点	落札候補者
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					
⑨					
⑩					
⑪					
⑫					
⑬					
⑭					
⑮					
⑯					
⑰					
⑱					
⑳					